

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） 第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 2 〔略〕 （給料表、適用範囲及び職務の級） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>等級別基準職務表（別表第6）</u>に定めるとおりとする。 4 任命権者は、全ての職員の職を前項の<u>等級別基準職務表及び人事委員会</u>が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。 （初任給及び昇格昇給等の基準） 第6条 〔略〕 2～6 〔略〕 7 <u>職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和33年墨田区条例第10号）第7条の規定により、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u> 8 〔略〕 9 第2項から第5項まで及び第7項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定める。 （再任用短時間勤務職員の給料月額） 第6条の3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、<u>第6条第8項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の	（この条例の目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） 第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 2 〔略〕 〔同左〕 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務</u>の内容は、<u>人事委員会</u>が定める。 4 任命権者は、全ての職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。 （初任給及び昇格昇給の基準） 第6条 〔略〕 2～6 〔略〕 〔新設〕 7 〔略〕 8 第2項から第5項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定める。 〔同左〕 第6条の3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、<u>第6条第7項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の

規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 13 条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 別表第 7 に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額に支給月数を乗じて得た額

(3) 〔略〕

3～6 〔略〕

(休職者等の給与)

第 23 条 休職等となった職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 職員の分限に関する条例第 2 条第 1 項に掲げる理由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2・3 〔略〕

(災害派遣手当)

第 27 条の 3 〔略〕

2 災害派遣手当の額は、別表第 8に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に定める額とする。

3 〔略〕

付 則

1 〔略〕

2～7 〔略〕

8 別表第 6 の規定の適用については、当分の間、同表 1 の部 3 級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 4 級の項中

規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

〔同左〕

第 13 条 〔略〕

2 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 別表第 6 に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額に支給月数を乗じて得た額

(3) 〔略〕

3～6 〔略〕

〔同左〕

第 23 条 〔同左〕

(1)・(2) 〔略〕

(3) 職員の分限に関する条例(昭和 33 年墨田区条例第 10 号)第 2 条に掲げる理由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2・3 〔略〕

〔同左〕

第 27 条の 3 〔略〕

2 災害派遣手当の額は、別表第 7に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に定める額とする。

3 〔略〕

付 則

1 〔略〕

2 結核性疾患で休業中の条件付採用期間中の職員の給与については、別に条例で定められるまでの間なお従前の例による。

3～8 〔略〕

〔新設〕

「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表２の部２級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部３級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務、困難な業務を処理する技能主任の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部４級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」とする。

別表第 6

〔新設〕

等級別基準職務表

1 行政職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務
8 級	部長、担当部長又は参事の職務

2 行政職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	係員の職務
2 級	技能主任の職務
3 級	技能長の職務
4 級	統括技能長の職務

3 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	係長、担当係長又は主査の職務
2 級	課長、担当課長又は副参事の職務
3 級	部長、担当部長又は参事の職務

4 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	係員の職務

2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

5 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

別表第 7 〔略〕

別表第 8 〔略〕

別表第 6 〔略〕

別表第 7 〔略〕

付 則

（施行期日等）

- この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の第 6 条第 7 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

（降給の場合における行政職給料表（二）の改正に伴う経過措置の取扱い）

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年墨田区条例第 51 号）付則第 2 項及び第 3 項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の第 6 条第 7 項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

（委任）

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 職員の退職手当に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

付則第 7 項中「付則第 6 項」を「付則第 5 項」に改める。

付則第5項による職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）
の一部改正

改 正 後	現 行
付 則 1～6 〔略〕 7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年墨田区条例第4号）付則第10項の規定により読み替えて準用される付則第4項に規定する人事委員会が定めるものに対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「給料の調整額の額に相当する規則で定める額」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものとあるのは「給料の調整額の額に相当する規則で定める額から1万3,000円（職員の給与に関する条例付則第5項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の左欄に掲げる年度において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額）」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が給料の調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。 8～13 〔略〕	付 則 1～6 〔略〕 7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年墨田区条例第4号）付則第10項の規定により読み替えて準用される付則第4項に規定する人事委員会が定めるものに対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「給料の調整額の額に相当する規則で定める額」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものとあるのは「給料の調整額の額に相当する規則で定める額から1万3,000円（職員の給与に関する条例付則第6項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の左欄に掲げる年度において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額）」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が給料の調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。 8～13 〔略〕

地方公務員法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準） 第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。 2～4 〔略〕 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。 <u>（給与に関する条例及び給与の支給）</u>	〔同左〕 第24条 〔同左〕 <u>2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。</u> 3～5 〔略〕 6 〔同左〕 <u>（給与に関する条例及び給料額の決定）</u>

第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 〔略〕

3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 等級別基準職務表

(3) 〔略〕

(4) 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項

(5) 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第204条第2項に規定する手当を支給する場合においては、当該手当に関する事項

(6) 非常勤職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項

(7) 〔略〕

4 前項第1号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 第3項第2号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

第25条 職員の給与は、前条第6項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない、又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 〔略〕

3 給与に関する条例には、次の事項を規定するものとする。

(1) 〔略〕

〔新設〕

(2) 〔略〕

(3) 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

(4) 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項

(5) 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項

(6) 職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給与に関する事項

(7) 〔略〕

4 職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 職階制を採用する地方公共団体においては、職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

【施行日】平成28年4月1日